

部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました

平成28年法律第109号

部落差別とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた、身分階層構造に基づく差別であり、日本国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの我が国固有の重大な人権問題です。

部落差別問題は、「同和問題」とも呼ばれています。

部落差別の解消の推進に関する法律とは

部落差別は、現在もなお存在し、情報化の進展に伴って、その状況は変化していることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現するための基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

また、国に対しては、部落差別に関する相談体制の充実と、その解消のために必要な教育及び啓発を行うものとし、地方公共団体に対しては、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談体制の充実を図るとともに、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものと定められています。

さらに、この法律の成立に当たっては、施策の実施において、世代間の理解の差及び地域社会の実情を踏まえ、新たな差別を生まないよう配慮すべきという、附帯決議がされています。

詳しくは、法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
をご覧ください。

えせ同和行為にご注意ください

許すな!
えせ同和行為
「違法、不当な要求は断固拒否」



えせ同和行為とは

「同和はこわい問題である」という誤った意識に乘じ、「同和問題に対する理解が足りない」等の難癖を付けて高額の高額な図書を売りつけるなど、企業、個人や行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為をいいます。

えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因であり、同和問題の解決の妨げにもなります。

不当な要求に従う必要はありませんので、き然たる態度で断固拒否しましょう。

このような問題でお困りの方は、最寄りの法務局までご相談ください。

差別・いじめ・嫌がらせ等人権に関する問題でお困りの場合は、
法務局の人権相談をご利用ください。

みんなの人権110番

0570-003-110^注

インターネット相談窓口受付

<http://www.jinken.go.jp/>

注：ナビダイヤルのため、最寄りの法務局・法務局の支局につながります。面談による相談も行っています。

音声コード対応
パンフレットです。

このコードを活字文書読み上げ装置に読みとらせることで、各紙面の主な内容について、音声を出力します。

